

# 砺波市内でお引越しの方へ



以下に当てはまる方は、各課でお手続きをお願いします。  
分からないことがありましたらお気軽に職員へお尋ねください。

## 中学生以下のお子さんがいる方

こども課で児童手当、子育て支援医療の手続を行ってください。

また、保育所・認定こども園・幼稚園の手続、ひとり親家庭の手続などが必要な方はこども課へ、小学校・中学校の手続は教育総務課へご相談ください。

5 こども課 (Tel 33-1590・33-1596)

61 教育総務課 (Tel 33-1508)

## 未就学のお子さん が妊娠している方

以下の物をお持ちの方は、健康センターへお電話にてご連絡ください。

- ・乳幼児健康診査問診票
- ・予防接種予診票、接種券
- ・妊婦一般健康診査受診票
- ・産婦健康診査受診票

(市立砺波総合病院北棟 2 階)

健康センター (Tel 32-7062)

## 水道の使用を中止または開始する方

退去する住居の水道の中止手続と入居する住居の水道の開始手続が必要です。

上下水道課へお越しいただくか、お電話又はホームページからお申込みください。

10 上下水道課 (Tel 33-1460)

## 介護保険証をお持ちの方

保険証を市民課 市民係へご提出ください。新しい住所を書き加えます。

## マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカードをお持ちの方は、市民課 市民係へご提出ください。

その際、カードの暗証番号が必要です。事前にご確認ください。

1 市民課 市民係 (Tel 33-1358)



各課で行える手続の  
詳細はこちらをご覧ください。

ウェブ版  
くらしの便利帳

## 国民健康保険に加入している方

新しい保険証を発行しますので、市民課 国保年金係へお越しくください。

## 後期高齢者医療保険証をお持ちの方

特に手続は必要ありません。後日、新しい住所のに入った保険証が郵送で届きます。

## 国民年金に加入している方

(日本国内に住む 20~59 歳の方及び  
高齢任意加入されている方)

- ・学生、自営業、無職の方など  
原則として手続は必要ありません。
- ・会社員、公務員の方など  
それぞれの勤務先で手続をお願いします。
- ・会社員、公務員などの配偶者で、扶養に入  
ってられる方  
配偶者の勤務先で手続をお願いします。

1 市民課 国保年金係 (Tel 33-1362)

## ごみの出し方について知りたい方

市民生活課で、ごみの収集場所・収集日時、分別の方法などをご案内いたします。  
(アパートにお住まいの方は各物件で出し方が異なるため管理会社へ直接お問合せください。)

## 犬を飼っている方

登録されている犬の住所変更が必要なため、市民生活課へお越しくください。

4 市民生活課 (Tel 33-1372)

## 障害者手帳をお持ちの方

### 福祉サービスを受けている方

個別に対応させていただきますので、手帳(受給者証)と印鑑をお持ちのうえ、社会福祉課へお越しくください。

3 社会福祉課 (Tel内線 33-1317)